

無線設備規則

規則

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 28 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2020 年 6 月 30 日 規則 第 28 号
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 章 検査

2.1 一般

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 検査の種類

~~1. 検査の種類は次の(1)から(6)に示すとおりとする。以下本章において(2)、(3)及び(4)を定期的検査と言う。~~

(1) 登録検査登録のための検査（以下、登録検査という。）

登録検査の種類は、次の通りとする。

(a) 製造中登録検査

(b) 製造後登録検査

(2) 登録を維持するための検査（以下、維持検査という。）

維持検査の種類は、次の通りとする。以下、本章では、(a)、(b)及び(c)を定期的検査と言う。

~~(2a)~~ 年次検査

~~(2b)~~ 中間検査

~~(2c)~~ 定期検査

~~(2d)~~ 臨時検査

~~(2e)~~ 不定期検査

~~2. 登録検査の種類は、製造中登録検査及び製造後登録検査とする。~~

2.1.2 検査の実施及び時期*

-6.を次のように改める。

-6. 不定期検査

不定期検査は、登録を受けた設備が、~~規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。~~

附 則（改正その 1）

1. この規則は，2020 年 6 月 30 日から施行する。

5 章 極海を航行する船舶の無線設備

5.1 の表題を次のように改める。

5.1 一般（極海コード I-A 部 10.1 関連）

5.2 機能要件（極海コード I-A 部 10.2）

5.2.2 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇の通信能力

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 低気温環境下での航行が想定されるを行う船舶にあつては、全ての救助艇及び救命艇は、避難のために離脱する際、遭難の警報、位置及び現場での通信のための能力が維持されること。

-2. 低気温環境下での航行が想定されるを行う船舶にあつては、全ての救命いかだは、離脱したする際、位置及び通信の信号伝達のための能力が維持できるものとするされること。

-3. （省略）

5.3 規則（極海コード I-A 部 10.3）

5.3.2 の表題を次のように改める。

5.3.2 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇の通信能力*

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 低気温環境下での航行が想定されるを行う船舶にあつては、5.2.2-1.に適合するため、全ての救助艇及び救命艇が避難のために離脱する際には次の(1)から(3)によらなければならない。

((1)から(3)は省略)

-2. 低気温環境下での航行が想定されるを行う船舶にあつては、5.2.2-2.に適合するため、救命いかだは次の(1)及び(2)によらなければならない。

(1) 位置を示すため、位置を信号伝達するための機器 1 台を持ち込むこと。

(2) 現場での通信のため、現場での通信を伝達及び受信するための機器 1 台を持ち込むこと。

-3. （省略）

附 則（改正その2）

1. この規則は、2020年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

無線設備規則検査要領

要
領

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 19 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

5 章 極海を航行する船舶の無線設備

5.2 として次の 1 節を加える。

5.2 機能要件

5.2.2 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇の通信能力

-1. 規則 5.2.2-1.及び-2.にいう「能力が維持されること」及び-3.にいう「最大救助想定時間の間使用できるものとする」とは、救命艇及び救命いかだ並びに救助艇で使用される不可欠な通信装置が、当該船舶に割り当てられた極地航行気温において最大救助想定時間の間稼働状態を維持し、その後、それぞれの既存の性能基準に定められるものと同等以上の稼働時間で、当該船舶に割り当てられた極地航行気温において、その機能を実行することができる能力をいう。

例えば、遭難の警報に使用される浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、最大救助想定時間の間、遭難通報を継続することを要求されず、また、現場での通信を伝達及び受信するために使用される双方向 VHF 無線電話装置は、鋼船規則 I 編 1.2.1(17)に規定する最大救助想定時間の間、デューティ比が 1:9 の最高定格出力で当該装置が技術的に動作している必要はない。

-2. 前-1.にいう既存の性能基準については、以下を参照すること。

- (1) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置については、IMO 決議 A.810(19)及び MSC.471(101)
- (2) レーダー・トランスポンダーについては、IMO 決議 A.802(19)
- (3) AIS-SART については、IMO 決議 MSC.246(83)
- (4) 双方向 VHF 無線電話装置については、IMO 決議 MSC.149(77)

5.3 規則

5.3.2 を次のように改める。

5.3.2 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇の通信能力

-1. 規則 5.3.2-1.(1)に適合するため、船舶は安全設備規則 3 編 2.16.1-4.に適合するとともに、少なくとも当該船舶に備える救命艇及び救助艇の数の合計と同数になるよう、安全設備規則 3 編 3.29.1(1)から(11)に掲げる要件を満足する浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置又は安全設備規則 3 編 3.29.2(1)から(7)に掲げる要件を満足する非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を追加で備えること。

当該浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際にいかなる救命艇及び救助艇にも迅速に運ぶことができるように、船橋その他適切な場所に積付けること。

-2. 規則 5.3.2-1.(2)及び-2.(1)に適合するため、船舶は安全設備規則 3 編 2.16.1-2.に適合するとともに、少なくとも当該船舶に備える救命艇、~~及び救命いかだ及び並びに~~救助艇の数の合計と同数になるよう、安全設備規則 3 編 3.30.1(1)から(11)に掲げる要件を満足するレーダー・トランスポンダー又は安全設備規則 3 編 3.32.1(1)から(23)及び 3.32.2 に掲げる要件を満足する AIS-SART を追加で備えること。

当該追加のレーダー・トランスポンダー又は AIS-SART は、非常の際にいかなる救命艇、~~及び救命いかだ及び並びに~~救助艇にも迅速に運ぶことができるように、船橋その他適切な場所に積付けること。

-3. 規則 5.3.2-1.(3)及び-2.(2)に適合するため、船舶は安全設備規則 3 編 2.16.1-1.に適合するとともに、少なくとも当該船舶に備え付ける救命艇、~~及び救命いかだ及び並びに~~救助艇の数の合計と同数になるよう、安全設備規則 3 編 3.31.1(1)から(14)に掲げる要件を満足する持運び式双方向無線電話装置を追加で備えること。

当該追加の持運び式双方向無線電話装置は、非常の際にいかなる救命艇、~~及び救命いかだ及び並びに~~救助艇にも迅速に運ぶことができるように、船橋その他適切な場所に積付けること。

-4. 規則 5.3.2-3.にいう「最大救助想定時間の間使用できる」については、5.2.2-1.による。

-5. 規則 5.3.2-3.にいう「手順」には、運航要件と、断熱、化学的な熱源、追加の電池、各充電器を備えた充電式電池等の技術的解決策を含む他の手段の両方を含むことができ、極海域運航手順書に文書化すること。

附 則

1. この達は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。